

税務行政のDXで変わる 税理士業務、中小企業

日本税理士会連合会情報システム委員長
名古屋税理士会情報システム委員長
税理士・ITコーディネータ 岡崎拓郎

1. 初めに

Digitization、Digitalization、DX

2. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション ー 税務行政の将来像2.0 ー

3. 中小企業のバックオフィスのデジタル化と税理士業務

1. 初めに

「デジタルイゼーション (Digitization) 」

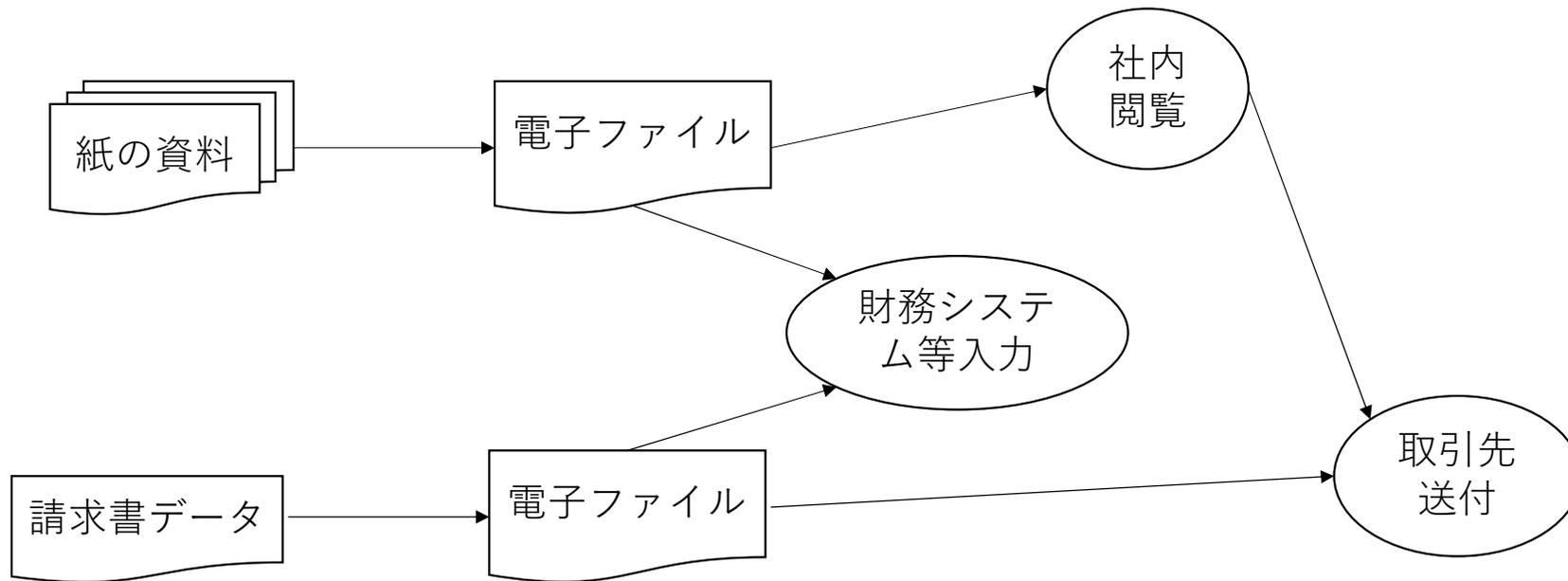
「デジタルライゼーション (Digitalization) 」

「デジタル・トランスフォーメーション (DX) 」

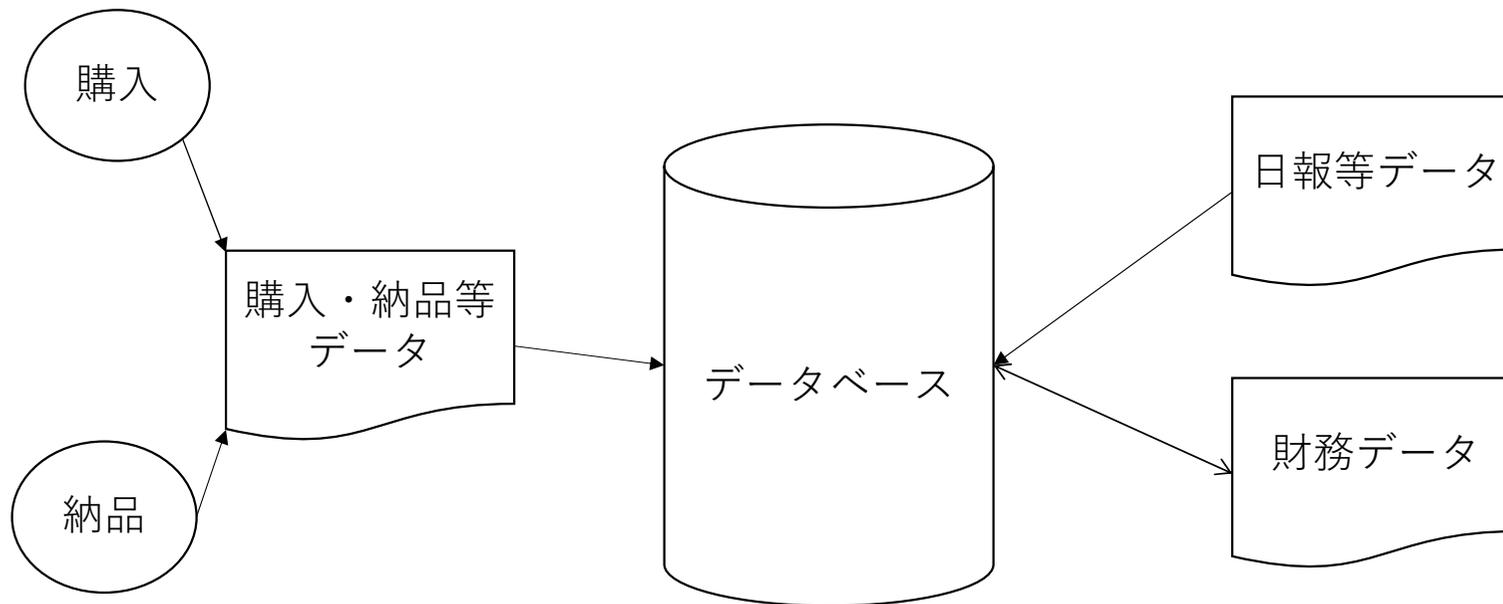
デジタルイゼーションとデジタルライゼーション

- 翻訳を見るとどちらも「デジタル化」だが、意味合いはまるで違う。
- デジタルイゼーションとは単なる「電子化」
例えば、紙の請求書を「デジタル化」する事
- デジタルライゼーションとは、その意味合いの幅は広く、「デジタル処理」を前提とした業務処理、データの利活用
例えば、請求書データをファイルに出力することなく債権管理や財務処理に連動する初歩的なものから、ERP (Enterprise Resource Planning) – 統合された基幹業務システム – まで

デジタルイゼーション



デジタルライゼーション



データウェアハウス(Data Ware House)

デジタルトランスフォーメーションとは

- 人や場面によって、意味合いや使われ方が違うが、総務省の定義では

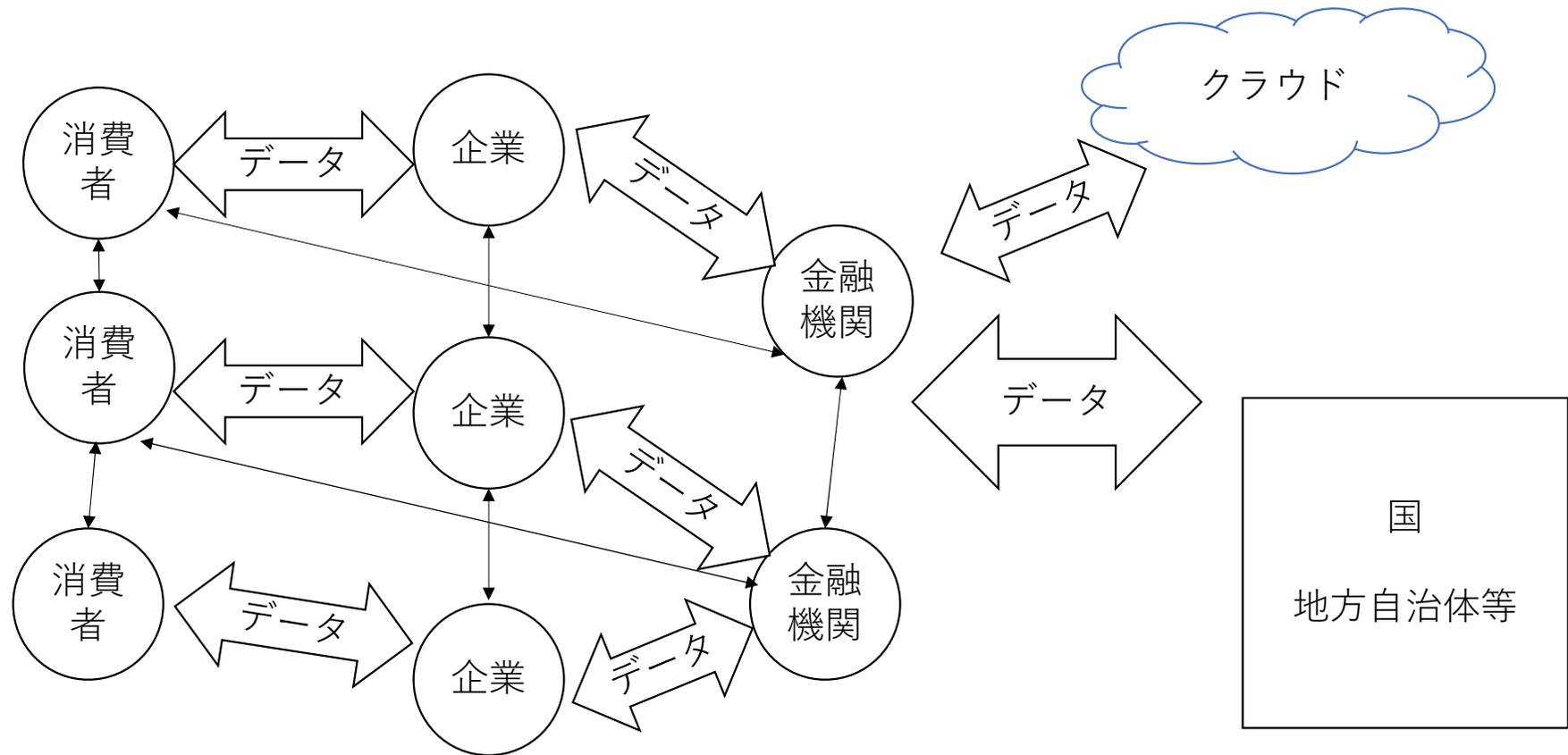
『Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)』

企業が外部エコシステム(顧客、市場)の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム(組織、文化、従業員)の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術)を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること』

とある

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/html/nd112210.html>

デジタルトランスフォーメーション



2. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

－ 税務行政の将来像2.0 －

https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation/pdf/syouraizo2_r0306.pdf

我が国のデジタル化の諸問題と税務行政のデジタル化

- 『規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～』 (<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/toshin/210601/toshin.pdf>)
令和3年6月1日 規制改革推進会議
- 『税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー』
令和3年6月11日 国税庁
- 電子帳簿保存法改正、デジタルインボイス導入、税理士法改正等
- 新型コロナウイルス（SARS-CoV2）感染症拡大によるデジタル化の現実

規制改革推進に関する答申 1

- 6. デジタルガバメントワーキンググループP87

- (1) 書面・押印・対面の見直し

- ア 書面・押印・対面見直しの確実な推進

- 令和3年3月末までに97%の押印義務廃止の法改正

- イ 地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化
オンラインのプラットフォームの整備と標準化
資格情報連携

- ウ キャッシュレス化の推進

規制改革推進に関する答申 2

- (2) オンライン利用の推進

- ア オンライン利用率を大胆に引き上げる取組

- <基本的考え方> ①~⑩において具体的考え方を明示

- <実施事項>a (P92~) において国税申告手続、国税納付手続きを明記

- イ 行政手続の100%オンライン利用

- <基本的考え方> (P94~) において

『特に、税理士、司法書士等の職業としての手続代行者が行うことが通例である手続については、「デジタルオンリー」に向け手続代行者の役割が大きいことに留意する。』

規制改革推進に関する答申3

<実施事項> (P95~)

a,bにおいて電子申告義務化範囲拡大や利用率100%に言及、国税・地方税のシステム共通化・標準化についても言及する。

Cにおいて具体的に言及

「c 財務省は、税理士が代理申告を行う場合の利用率**100%**に向け、電子申告の積極的な利用を通じて事業者利便の向上等を図ることの法制化を含め、デジタル化に向けて税理士の果たすべき役割を検討し、必要な措置を講ずる。」

規制改革推進に関する答申 4

- (3) デジタル化に向けた基盤の整備等
e-Govやマイナポータル等の利用で統一的な取り扱いを求めている。
また、<実施事項>において、電子納付の促進にも言及。
- その他、全体において様々なデジタル化の答申を全108ページにわたって言及している

『税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー』 令和3年6月11日 国税庁

- 規制改革推進に関する答申を受けて国税庁から発信された、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー（別紙参照）
- https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation/pdf/syouraizo2_r0306.pdf
- 我々はどのように対処するべきか？

『税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー』 ① 「はじめに」 P2

- 「目指すべき将来像について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえてアップデートしました。具体的には、これまでと同様、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構想を示すとともに、課税・徴収におけるデータ分析の活用等の取組を更に進めていくこととしています。」
- 「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの着実かつ継続的な実施により、国民にとって利便性が高く、かつ、適正・公平な社会の実現に貢献していきたいと考えています。」

『税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー』 ②

- 全体イメージP5

税務行政の将来像2.0

いささか単純すぎるが、既に始まっているものもある。

チャットボット等既に実装されているが、未だ発展途上。

プッシュ型の情報配信については、令和4年5月より日税連との意見交換開始。

Web会議システム等の活用についても、一部運用開始、大企業のWeb会議システムによる税務調査等

- 他にもありますが・・・、スミマセン、今はまだお話しできません。

『税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー』 ③

- 「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指して」 P8~17
- 構想1~5
- 構想2 申請等の簡便化→Data to Dataの始まり？
- 構想3 自己情報のオンライン確認→現在、メッセージボックスの有効活用他打ち合わせ中です。
- 構想5 プッシュ型の情報配信→上記とともに検討が始まりました。
- 参考P17 キャッシュレス納付→ここ数か月のメインテーマです。

『税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー』④

- P18以降注目論点
- P22 リモート調査→大規模法人以外にも希望する中小企業にも範囲を拡大するよう要望しています。
- P26 システム高度化と人材育成
「納税者からのデータ送信」
令和4年1月より、税務調査におけるe-Taxによる資料提出が始まりました。
- P28 関係機関との連携・協調
特に、地方税と国税の重複項目の解消を要望しています。

3. 中小企業のバックオフィスのデジタル化と税理士業務

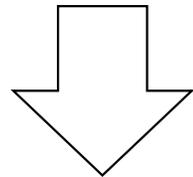
ーデジタルトランスフォーメーションと税務行政の将来像からどうなるのかー

新型コロナウイルス（SARS-CoV2）感染症拡大によるデジタル化の現実

- 今回のコロナ禍で浮き彫りになった、我が国のIT利活用のレベルの低さ。
- 税理士業務については、各事務所でできるレベルと、社会のプラットフォームの未成熟という問題があった。
- SARS-CoV2の蔓延により、政府のDXが推進される後押しになった。
- 我々の業務はもちろん、中小企業のDXにも対応しなければならない。
- 今回のコロナ禍は、大変な天災だが、DXを後押ししているとも言える。

電子帳簿保存法改正、デジタルインボイス導入、税理士法改正等

- 電子帳簿保存法改正とデジタルインボイス



すでに皆さんご承知のことも多いでしょうから、法改正自体にはあまり踏み込みませんが・・・

- これらの動きと税理士法改正（2条の3）は無関係ではありません。

電子帳簿保存法の改正

- 電子帳簿保存→税務署長の事前承認制度を廃止等
- スキャナ保存→同上、タイムスタンプ要件、検索要件緩和
とはいえ難点多し
- 電子取引(新設)
 電子的に授受した取引情報をデータで保存
従来出力書面による保存からデータ保存を義務化(2年間猶予)
 ↓
社会インフラが整っている？

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	-
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	-
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	-
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること 》》》 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	-
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	-
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	-
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		-	-※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキャナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考） 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別

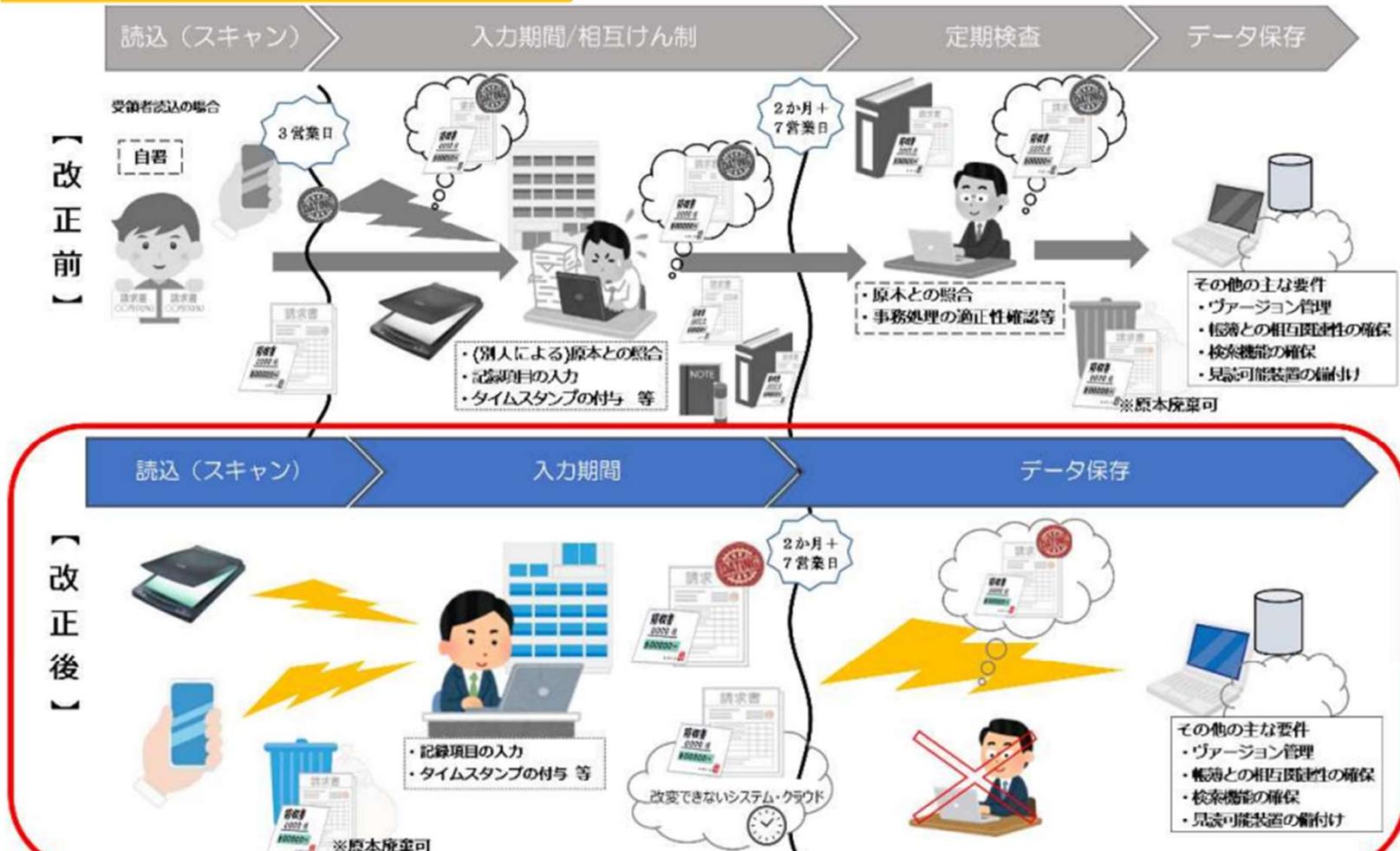
2022/7/22 控除（65万円）が適用できます。

(C)2022 TakuroOkazaki. All Rights Reserved.

- 国税庁パンフレット(抜粋)

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

スキャナ保存要件の概要図(イメージ)



電子取引の保存要件

※ 下線を付した部分が、今回改正により変更があった箇所になります。

真実性の要件

以下の措置のいずれかを行うこと

- ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
- ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
- ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

可視性の要件

保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

検索機能※を確保すること

※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要）
保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

改正電帳法とデジタルインボイス

- 改正電帳法はデジタル化の終着点？



- 出発点です。
- 2020年の日本のデジタル競争力は63か国中27位(総務省)です。
[総務省 | 令和3年版 情報通信白書 | 国際指標におけるポジション \(soumu.go.jp\)](https://www.soumu.go.jp)

- 何故、電帳法は敷居が高いのか？

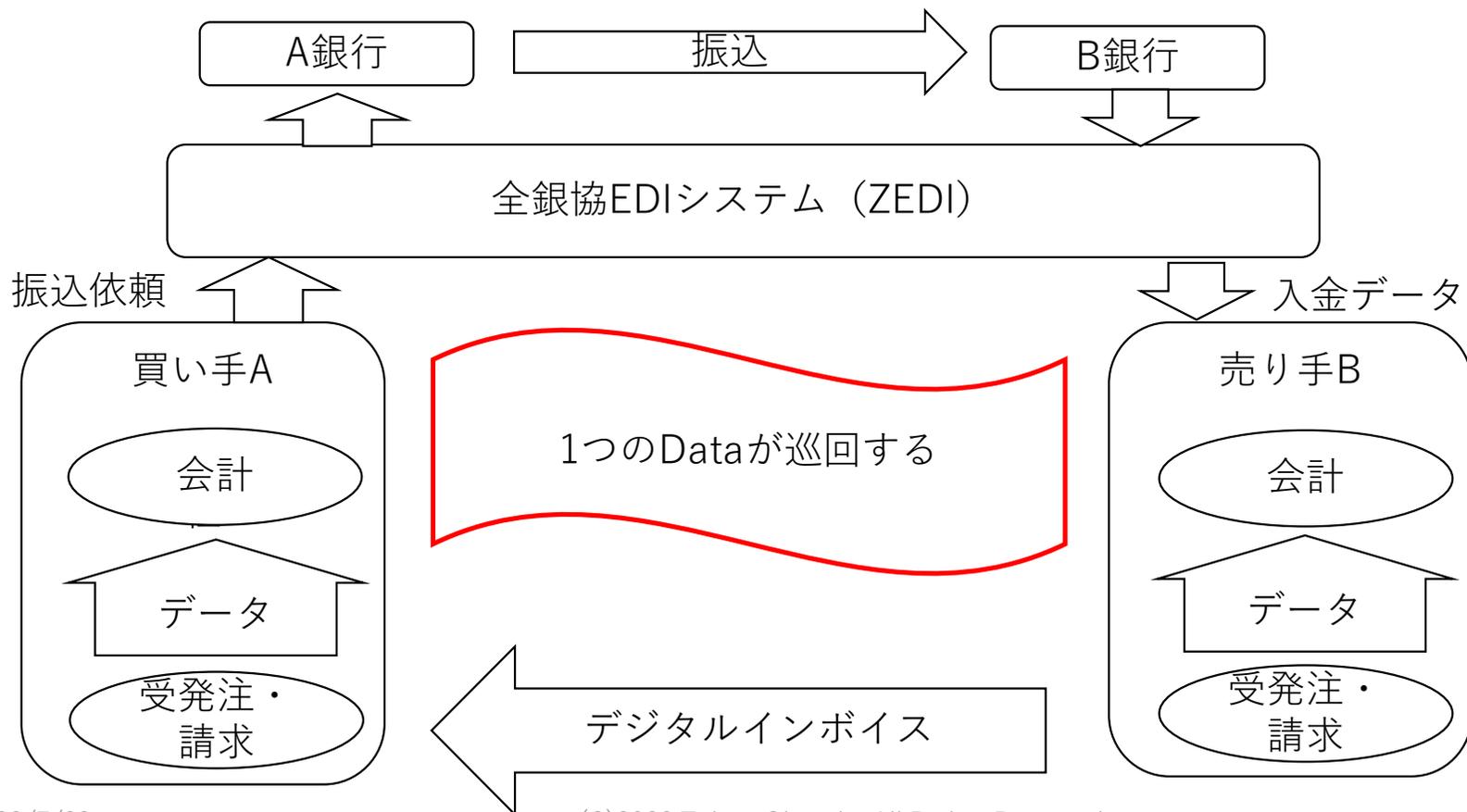


先生方や、中小企業のせいではありません！
社会インフラが整っていないからです。

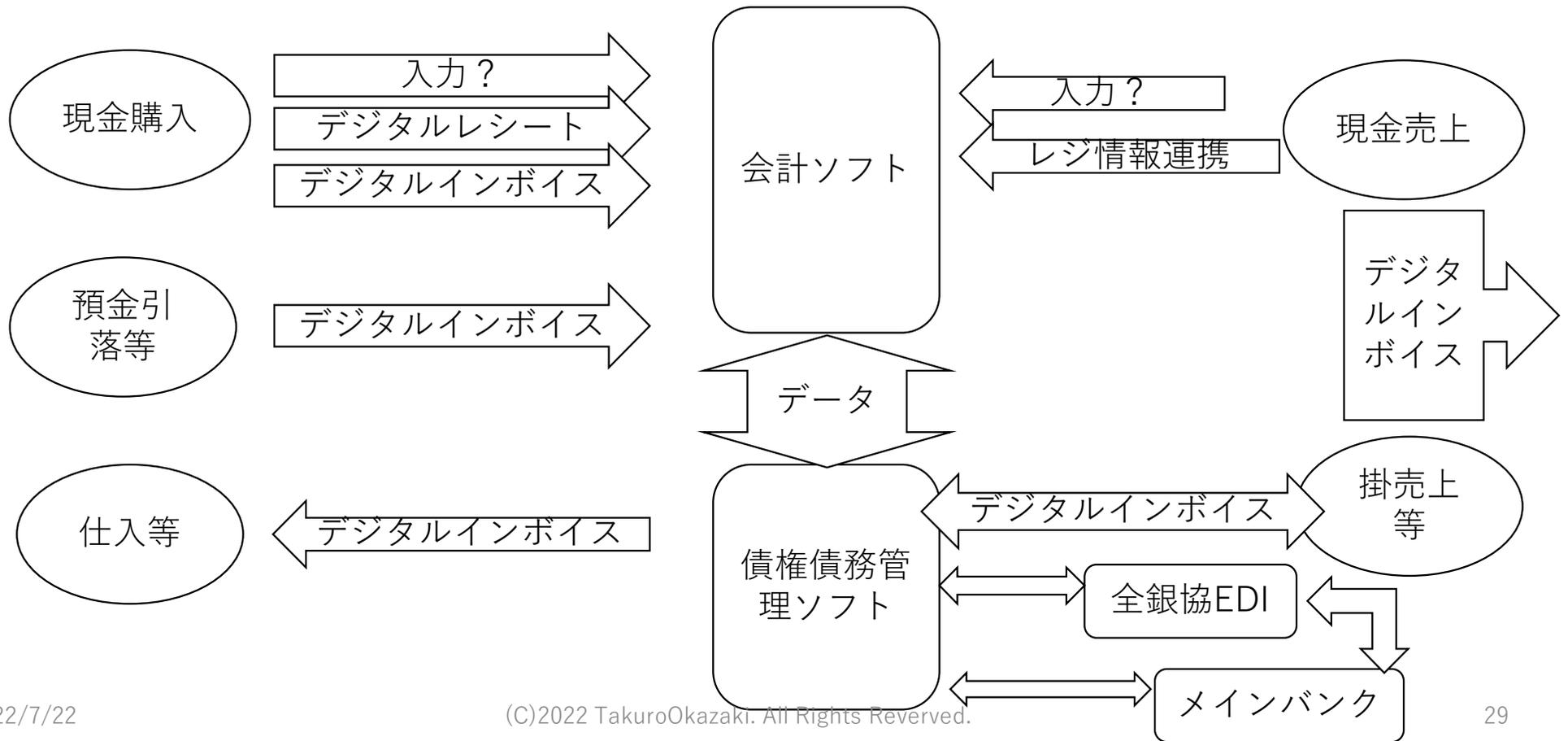
- 一つの解決策がデジタルインボイスです。

共通形式によるデジタルインボイスと中小企業のDX

データを連携することによるDX



中小企業のバックオフィスの自動化



DX時代の税理士の中小企業支援

- 昨年より日税連も特別会員として参加している、デジタルインボイス推進協議会（EIPA）では、令和5年に向けデジタルインボイスの開発に着手している。
- 目的は、中小企業に安価で簡単なシステムを供給すること。
- 税理士の誤解
インボイス＝税額票では無い。インボイスは適格「請求書」等
- さらに、中小企業が急速に進むDXの中で取引除外されないために、最適な債権債務管理システム、会計システム、レジシステム等を見分けてあげなくてはならない。
- 税理士はシステムの専門家ではないので、専門分野のシステムの必要要件さえ知っていればよい。

DX時代の始まりの電帳法

- 改正電子帳簿保存法も、デジタルインボイスが実装されれば、要件クリアが楽になる。
- そもそも、電子的な請求書や明細を発行する業者が紙のインボイスを発行するわけがない。
- また、今後1年半のうちに、様々な取引記録が電子化されていく。例えば、東芝テックのスマートレシートなど、キャッシュレスの次はデータ化に進んでいく。
- 電帳法は難しいものであってはならない、便利なツールとなるために、社会インフラが急速に進んでいる。
- デジタル化とは、便利な時代になる事だと気付かせてあげてください。

税理士会業務のDX

- 日税連、各単位税理士会、税理士会支部のIT利活用はかなり保守的であったと思われる。
- 今回のコロナ禍で、リモート会議の推進や規約改正による電磁的保存等、劇的に変化し始めている。
- 国家資格等情報連携等に対応するため、さらなる電子化の推進とそのための必要条件を理解しなければならない。
- データとファイルも区別できないような規約改正をしていただいても…。
- 今は過渡期です、まもなく誰もがDXを享受できる時代が来るでしょう。